

## 中国管内の平成27年度上半期電波監視の概要

### 1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等の照会・相談件数

#### (1) 申告全般

平成27年度上半期に寄せられた申告・相談の総件数は100件でした。

申告・相談内容の内訳は、重要無線通信妨害(注1)に関する申告が47件で前年度57件の82%に達しています。また、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に関する申告が41件、人体への電磁波の影響に関する相談やテレビ・ラジオ、無線LAN等への障害に関する電磁障害申告が12件となりました。(図1-1)

地域別では、広島県内、次いで管外、岡山県内からの申告が多く寄せられています。(図1-2)

図1-1 年度別申告等の推移

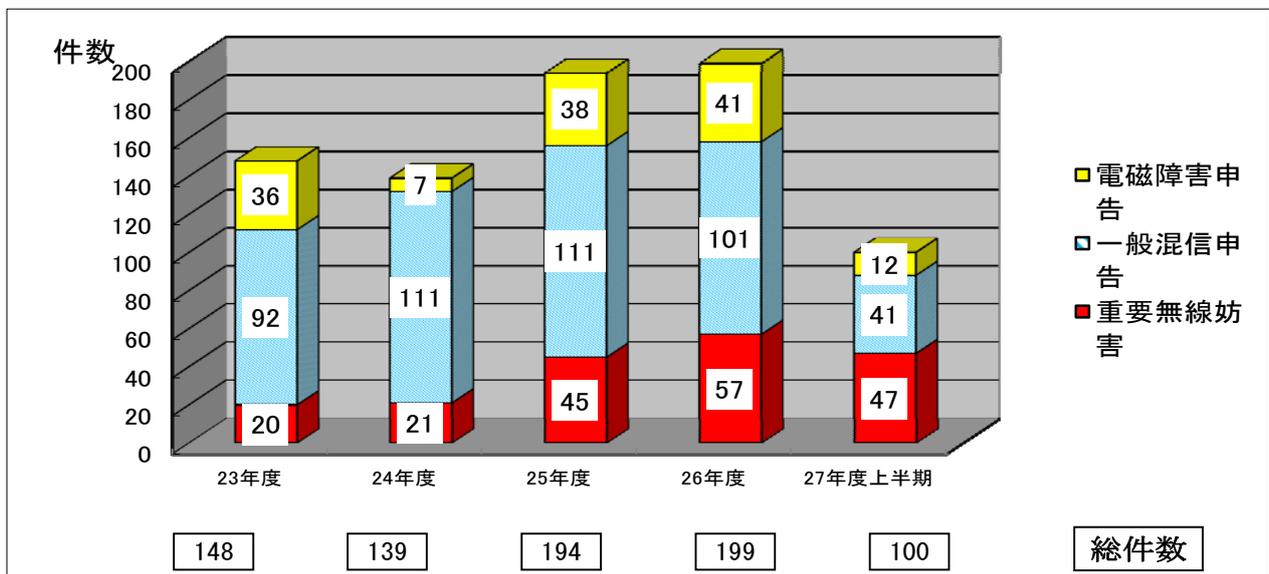
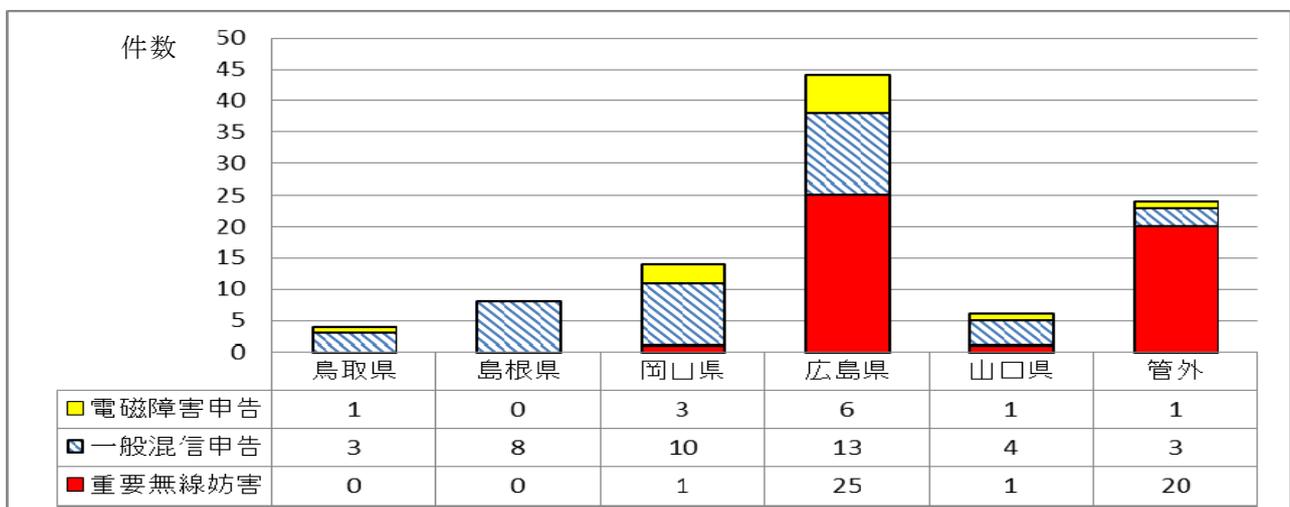


図1-2 地域別申告件数



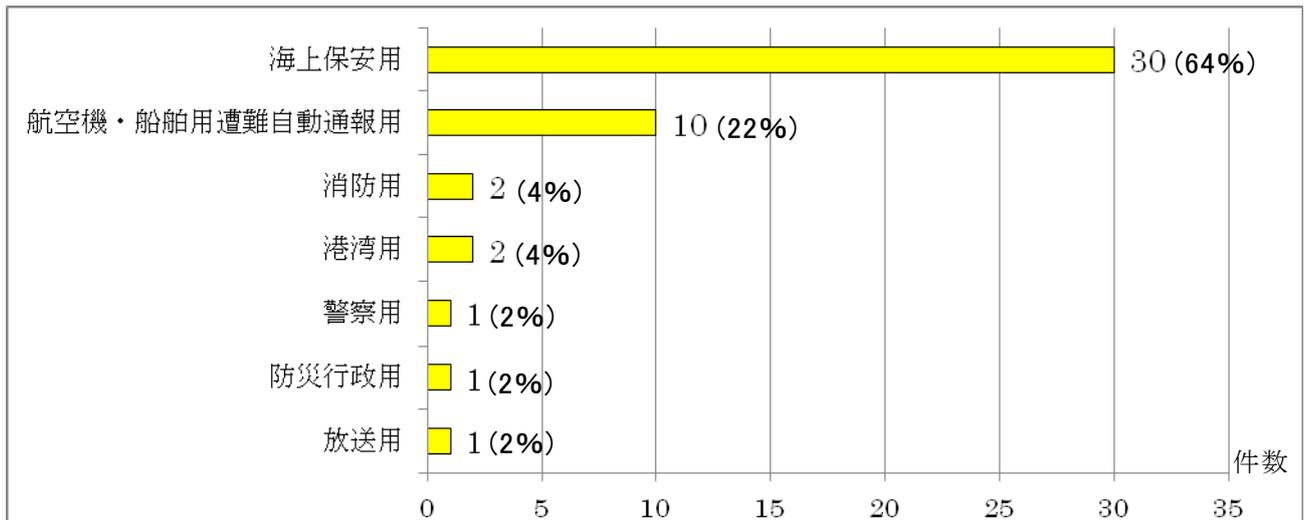
\* 「管外」には、申告地域が不明な電磁環境申告1件を含む。

## (2) 重要無線通信妨害申告

重要無線通信へ混信・妨害が発生した場合には、24時間体制で申告を受け付けており、混信・妨害の排除に努めています。

平成27年度上半期の重要無線通信妨害の用途別申告件数（図1-3）は、海上保安用無線への混信妨害が30件で、全体の約64%と大きな割合を占めており、次いで航空機・船舶用遭難自動通報設備から発せられた遭難信号の対応に係るものが10件、その他消防用無線等に関する申告が7件ありました。

図1-3 重要無線通信妨害申告件数（用途別）



## 2 不法無線局対策等の取組状況

不法無線局(注2)は消防・救急無線の通信、携帯電話等への妨害、テレビ、ラジオへの受信障害を発生させるおそれがあるため、管内の捜査機関と連携して共同取締りを実施しています。

また、電波監視システム（DEURAS：遠隔方位測定設備）や電波監視車両を駆使して不法・違法無線局の所在確認を行い、電波法令を遵守するよう指導しています。

### (1) 不法無線局の共同取締り

不法無線局の撲滅に向けて、管内各地において捜査機関との共同取締りを6回行い、摘発は3件、指導を9件行いました。摘発3件は全て不法アマチュア無線局となっています。



共同取締りの模様



不法アマチュア無線機

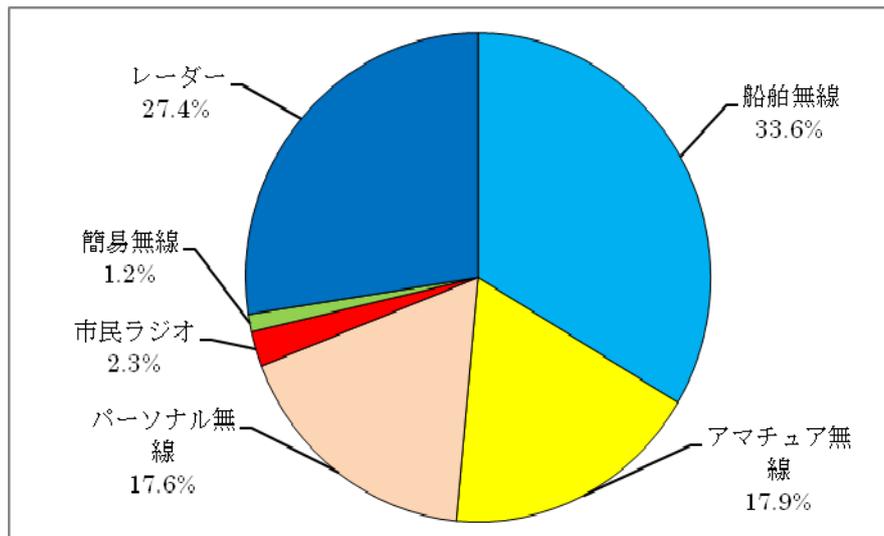
## (2) 不法・違法無線局への指導等

電波監視により確認した不法無線局に対して文書指導を554件、違法無線局(注3)に対して文書指導を48件行いました。

文書指導を行った無線局別の内訳は、不法船舶局(レーダーを含む。)、不法・違法アマチュア無線局及び不法パーソナル無線局でほとんどを占めています。

このほか、無線局の呼出名称を送信しない等、無線局の運用ルールを守らないアマチュア無線局に対して、同一周波数の電波により運用ルールを守るよう注意喚起(電波による規正)を10件行いました。

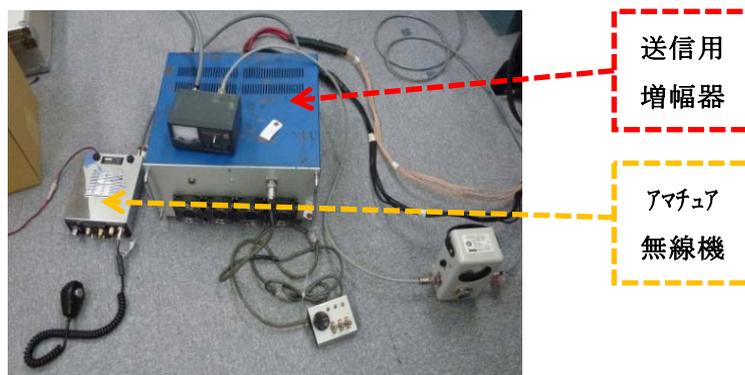
図2 無線局別の文書指導の割合



## (3) 無線機器の鑑定

捜査機関が押収した電波法違反と思われる11台(警察:11台)の無線設備について、刑事訴訟法第223条第1項に基づく嘱託を受け、鑑定を行いました。

鑑定の内訳は、アマチュア無線機が9台、パーソナル無線機が1台、その他が1台となっています。



## 3 電波監視体制の強化

当局では、管内における重要行事の開催時等は、電波監視体制を強化して取り組んでいます。下表の行事開催にあわせて電波監視体制を強化するなど、重要無線通信妨害の発生に即応できる体制をとりました。

なお、この期間、重要無線通信妨害はありませんでした。

電波監視体制の強化期間	関係行事名称	監視対象地域
7月31日(金)～8月3日(月)	第23回世界スカウトジャンボリー	山口市、宇部市及びその周辺
8月5日(水)～8月6日(木)	平和記念式典	広島市内

#### 4 電波利用ルール等の周知・啓発

無線局を利用するためには、原則として免許を受ける必要がありますが、免許を受けずに、無線局を開設するケースが後を絶ちません。

そのため、こうした電波利用の基本ルールをはじめとして、電波法に規定する基準に適合しない不適合設備を販売しないよう販売店等に対して周知・啓発活動を行う等、不法無線局の開設の未然防止やよりよい電波利用環境の維持に努めています。

##### (1) 流通分野への周知・啓発活動

管内の家電量販店、ホームセンター、カー用品店等を16店舗訪問し、技術基準不適合設備等を販売しないよう周知・啓発を行いました。

##### (2) 無線設備の試買テスト(注4)

無線設備を購入して測定を行った結果、電波法の基準に不適合な設備と判断された無線設備を販売していた広島県の業者(1社)に対して、文書により販売中止の要請を実施しました。その結果、販売中止の措置がとられました。

##### (3) 電波利用環境保護周知啓発強化期間における取組み

毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、この期間を中心に、新聞広告、電車中吊り広告による広報及び関係団体へのポスター・リーフレットの配布を行い、周知・啓発活動に努めました。

また、不法パーソナル無線対策として、不法パーソナル無線対策用広報番組(ラジオCM素材等による動画。)を、YouTube上の「中国総通局チャンネル」に掲載し、周知・啓発を行いました。

○「パーソナル無線に関する総務省からの重要なお知らせ」

～無免許・改造されたパーソナル無線の開設・運用は電波法違反です！！～

<https://www.youtube.com/user/CbtChNews>

形態	対象等	配布枚数等
新聞広告	中国5県の地方紙、日経新聞	—
電車中吊り広告	JR西日本(山陽・山陰本線等)、広島電鉄、広島高速交通、岡山電気軌道	約1,500枚(掲示)
関係団体に対する協力依頼	官公庁、自治体、報道機関、道の駅、漁協、森林組合、狩猟、無線機器販売店等 約840ヵ所	ポスター2,200枚 リーフレット26,400枚



平成27年度電波利用環境保護周知啓発用ポスター

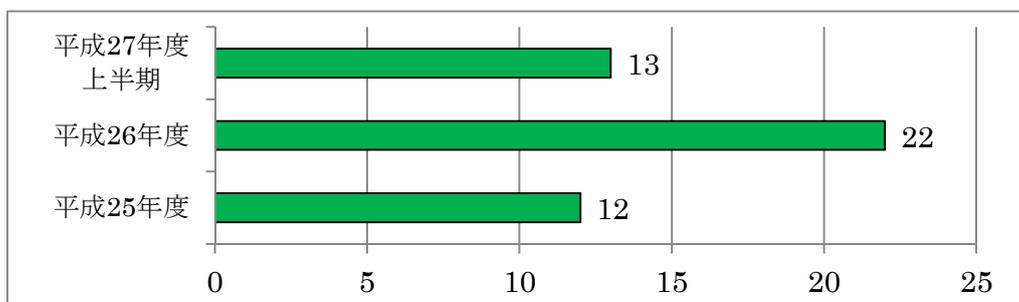
#### (4) 電波適正利用推進員による電波教室の開催

主に小学生を対象とした「電波教室」は、中国総合通信局長から委嘱された電波適正利用推進員（以下「推進員」という。）（注5）によって開催されており、上半期、管内4市1町（米子市、北栄町、広島市、尾道市、光市）で13教室が開催され、計217名の参加がありました。

電波教室では、電波の仕組みや電波の正しい使い方に関しDVDを視聴して学習したり、実際に部品をハンダ付けするラジオキット製作等を行いました。

推進員は、この教室開催のほか、地域のイベント等において、電波利用環境に関するリーフレットの配布、公民館や集会場等へのポスターの掲示など、地域に密着した活動を展開しました。

電波教室実施回数（年度別）



### 5 申告受付窓口

混信妨害及び電磁環境障害の申告や不法無線局の申告は、以下の窓口で受け付けています。

中国総合通信局電波監理部電波利用環境課

電話 082-222-3332

受付時間は、8:30～17:15まで

（土、日、祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く。）

- (注1)：重要無線通信妨害とは、電気通信、放送、警察、防災行政、消防、航空、船舶、気象、電気、鉄道等に係る重要な無線通信への妨害をいいます。
- (注2)：不法無線局とは、総務大臣の免許を受けずに開設している無線局のことで、不法無線局を開設した場合、電波法第110条の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- (注3)：違法無線局とは、無線局の免許は受けているものの、電波法令に違反して通信をしている無線局のことです。
- (注4)：無線設備の試買テストとは、発射する電波が著しく微弱で免許が不要な無線設備であると称しているにもかかわらず、実際は微弱の範囲を超え、総務大臣の免許が必要な無線設備が市場に多数流通し、他の無線局に障害を与える事例が発生していることから、一般消費者が誤って購入・使用し障害を与えることのないよう、無線設備を購入して測定を行い、その結果を公表する取り組みのことです。
- <http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>
- (注5)：電波適正利用推進員とは、クリーンな電波環境創りに協力するために、中国総合通信局長から、電波の適正な利用についての周知・啓発活動等の事務を委嘱され、地域でボランティア活動をしている方のことです。